

# ロタウイルスワクチン

予診票は記入もれのないよう保護者が正確に記入してください。

- ①体温は接種前に医療機関で測定します。
- ②身体状況等で心配なことがあるお子さんは、前もって主治医にお尋ねください。

## ロタウイルス胃腸炎について

- ロタウイルスは主に5歳未満の乳幼児に多くみられる急性胃腸炎の主な原因のひとつで、衛生状態に関係なく世界各地で感染がみられます。
- ロタウイルス胃腸炎は激しいおう吐や下痢を繰り返し、発熱を伴うことも多く1週間前後続く傾向があります。ほとんどの場合は特に治療を行わなくても回復しますが、時に脱水、腎不全、脳炎、脳症などを合併することもあり、症状が重く脱水が強い場合には入院が必要となることもあります。
- 日本でのロタウイルス胃腸炎の発症は冬～春に多く、主に生後3～24か月の乳幼児に起こりますが、ピークは生後7～15か月です。
- ロタウイルスは日本では主に5つの型（種類）が存在し、年によって流行する型は異なります。一度感染しても、その後、別の型で感染を繰り返すことがあります。

## ロタウイルスワクチンについて

- ロタウイルスワクチンは2種類あり、ロタリックスとロタテックがあります。どちらも経口で接種する（飲む）シロップ状のワクチンになります。
- 種類によって接種回数が異なり、ロタリックスは2回接種、ロタテックは3回接種となります。
- 接種時期は、ロタリックスは生後6週～24週まで、ロタテックは生後6週～32週までになります。どちらのワクチンも1回目は生後14週6日までに接種してください。

## 予防接種の副反応について

予防接種の副反応については、接種前に必ず医師に確認してください。

### 【主な副反応】

- ・下痢、おう吐、咳、食欲不振、鼻水などがあります。
- ・ワクチンを接種後、腸重積症を示唆する症状（周期的な不機嫌、腹痛、反復性の嘔吐や啼泣、血便排泄、腹部膨満感、高熱）が副反応として生じる可能性があると考えられます。

## 対象・接種スケジュール

| ワクチン名 | ロタリックス（1価）                       | ロタテック（5価）                      |
|-------|----------------------------------|--------------------------------|
| 接種時期  | 生後6週0日から24週0日まで<br>※標準は生後2か月から開始 | 生後6週から32週0日まで<br>※標準は生後2か月から開始 |
|       | どちらのワクチンも、初回接種を生後14週6日までに行う      |                                |
| 接種回数  | 2回（27日以上の間隔をあける）                 | 3回（27日以上の間隔をあける）               |

## 予防接種を受けることができない方

- ①明らかに発熱している方（37.5℃をこえる場合）
- ②重い急性疾患にかかっている方
- ③ロタワクチンの成分によって過敏症（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなど重いアレルギー反応を含む）を起こしたことがある方
- ④腸重積症になったことがある方
- ⑤腸重積症の発症を高める可能性のある先天性の消化管障害があり、治療していない方
- ⑥重症複合型免疫不全（SCID）がある方
- ⑧その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

## ワクチン接種後の注意

- ①重いアレルギー反応症状が起きることがありますので、接種後は少なくとも30分は安静にしてください。
- ②接種当日は、はげしい運動は避けてください。
- ③当日の入浴は差し支えありません。
- ④接種後に体調の変化や異常な症状がみられた場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ⑤接種後に腸重積症と思われる症状（泣いたり不機嫌になったりを繰り返す、ぐったりして元気がない、おう吐を繰り返す、血便がでる）がみられた場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

## 予防接種による健康被害の救済について

予防接種法に基づく定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合は予防接種法に基づく医療費、医療手当などの給付を受けることができます。

ただし、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて因果関係を審議後、定期の予防接種によるものと認定された場合のみ給付を受けることができます。予防接種法に基づく給付の対象から外れた場合は、所定の手続き・審査後に独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく給付を受けることになります。

給付申請の必要が生じた場合には、下記の市担当課へご相談ください。

(問合せ先)

長浜市健康推進課 : 65-7751